

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
3	身体障害者手帳交付等事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

千葉県知事は、身体障害者手帳交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

千葉県知事

公表日

令和3年10月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	身体障害者手帳交付等事務
②事務の概要	身体障害者福祉法に基づく、身体障害者手帳交付等事務を行う。 ・身体障害者手帳の交付に関する事務 ・身体障害者手帳の返還に関する事務 ・身体障害者手帳交付台帳の整備に関する事務 ・氏名、居住地の変更に関する事務 ・身体障害者手帳の再交付に関する事務
③システムの名称	身体障害者手帳管理システム、中間サーバー、団体内統合利用番号連携サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
身体障害者手帳管理システムデータファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表第一 11の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第11条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 なし(照会を行わない) 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二(第十九条、第二十一条関係) 10の項、14の項、16の項、20の項、27の項、28の項、31の項、53の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項 番号法別表第二で定める事務及び情報を定める命令 第9条第1号ハ、第11条第1号ロ、第12条第1号ト、第2号ヘ、第4号ト、第6号ヘ、第8号ト、第12条の2第1号、第14条第1・2号イ、第20条第2号イ、第21条第1・2号イ、第22条第1号イ、第28条第1号イ、第29条第1号、第30条第3号二、第31条第1・2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号ハ、第42条第1号、第43条の4第1号イ、第53条第1号ハ、第2号ロ、第3号イ、第55条第1号ト、第5号イ、第6号二、第11号ハ、第59条の2の2第1号ト、第6号ト
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	千葉県健康福祉部障害者福祉推進課
②所属長の役職名	障害者福祉推進課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁南庁舎1階 千葉県総務部審査情報課相談調整班 043-223-4629
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁本庁舎12階 千葉県健康福祉部障害者福祉推進課障害者手帳審査班 043-223-2307

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月19日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二(第十九条、第二十一条関係) 16の項、27の項、28の項、31の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、106の項、116の項 番号法別表第二で定める事務及び情報を定める命令 第12条第1・3号ハ、第4号、第20条第2号イ、第6号、第21条第1・2号イ、第3号、第22条第1号イ、第2号から第10号まで、第28条第1号イ、第2号から10号まで、第29条第1号、第30条第3号、第31条第1・2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号イ、第42条第1号、第53条第1・2・3号イ ※別表第二の116の項に係る主務省令は未制定	【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二(第十九条、第二十一条関係) 10の項、14の項、16の項、20の項、27の項、28の項、31の項、53の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項 番号法別表第二で定める事務及び情報を定める命令 第9条第1号イ、第11条第1号イ、第12条第1号へ、第3号ト、第4号、第6号ト、第14条第1・2号イ、第20条第2号イ、第21条第1・2号イ、第3号、第22条第1号イ、第2号から第11号まで、第28条第1号イ、第2号から10号まで、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1・2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号イ、第42条第1号、第53条第1・2・3号イ、第55条第1・4号二、第7号ロ、第59条の2第1号へ、第2号から第4号まで	事後	主務省令の改正(未制定部分の制定等であり、重要な変更にあたらないため)
平成29年6月19日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ① 部署	健康福祉部障害福祉課	健康福祉部障害者福祉推進課	事後	組織改編(その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため)
平成29年6月19日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長	障害福祉課長 古屋 勝史	障害者福祉推進課長 吉田 謙	事後	人事異動(その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため)
平成29年6月19日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	郵便番号260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁中庁舎1階 情報公開・個人情報センター 千葉県総務部政策法務課個人情報・相談調整班 043-223-4629	郵便番号260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁南庁舎1階 千葉県総務部審査情報課相談調整班 043-223-4629	事後	組織改編(その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月19日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	郵便番号260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁本庁舎12階 千葉県健康福祉部障害福祉課障害者手帳審査班 043-223-2306	郵便番号260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁本庁舎12階 千葉県健康福祉部障害者福祉推進課障害者手帳審査班 043-223-2307	事後	組織改編(その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため)
平成29年6月19日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年5月27日 時点	平成29年5月31日 時点	事後	時点修正
平成29年6月19日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年5月27日 時点	平成29年5月31日 時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ② 所属長の役職名	障害者福祉推進課長 吉田 謙	障害者福祉推進課長	事後	人事異動(その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため)
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成29年5月31日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年5月31日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	時点修正
令和1年6月28日	IV リスク対策	なし	(新設)	事後	様式変更に伴う項目の追加
令和2年12月3日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	時点修正
令和2年12月3日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	時点修正
令和2年12月3日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③ システムの名称	身体障害者手帳管理システム、中間サーバー	身体障害者手帳管理システム、中間サーバー、団体内統合利用番号連携サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム	事後	項目追加

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月3日	特定個人情報ファイル記録項目	<p>身体障害者手帳交付台帳 更区分(新規、程度変更、再交付、住所変更、県外転出、死亡、治癒、その他)、手帳番号、枝番、取扱事務所コード、手帳状況フラグ、担当者番号、カナ氏名、漢字氏名、生年月日、性別コード、職学種別コード、本人郵便番号上桁、本人郵便番号下桁、本人住所コード、本人住所、本人電話番号、本人本籍地コード、他県発行元コード、他県発行日付、他県更区分、他県手帳番号、カナ保護者氏名、漢字保護者氏名、続柄コード、保護者住所コード、保護者住所、保護者生年月日、初回交付日付、総合障害等級、運賃割引コード、代表部位コード、代表原因コード、代表等級、申請理由コード、申請日付、返還理由コード、返還日付、死亡日付、累積履歴番号、障害履歴番号、交付履歴番号、障害情報通番、最新交付日、最新交付理由、旧カナ本人氏名、旧漢字本人氏名、旧本人住所コード、旧本人住所</p>	<p>身体障害者手帳交付台帳 更区分(新規、程度変更、再交付、住所変更、県外転出、死亡、治癒、自主返還、職権削除、その他)、管轄市町村、受付番号、手帳番号、統合宛名番号、氏名漢字、氏名カナ、生年月日、性別、住所、電話番号、携帯電話番号、FAX、本籍、保護者氏名漢字、保護者氏名カナ、保護者生年月日、続柄、保護者住所、保護者電話番号、申請年月日、転入元都道府県、転入年月日、転入元住所、初回手帳交付日、最終手帳交付日、 転出先都道府県、転出先住所、転出発生年月日、手帳返還、返還事由、返還発生日、最終受付市町村、最終受付区分、最終受付番号、手帳発行対象、確定取消制御、宛名処理状況、宛名連携ファイル名、手帳交付日、申請理由、種別、級、代表部位、障害原因、上肢級、下肢級、肢体級、時点手帳発行者、時点手帳番号、再認定日、再発行事由、手帳返還日、特定個人情報連携状況、特定個人情報連携ファイル名、障害内容、指定医師、明細再認定日、履歴更新日、発生日【本人】、発生日【保護者】、本籍、備考、印刷用初回交付日、転入元番号・交付日、メモ</p>	事後	システム改修による項目の変更(未制定部分の制定等であり、重要な変更にあたらなないため)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月3日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】 なし(照会を行わない)</p> <p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二(第十九条、第二十一条関係) 10の項、14の項、16の項、20の項、27の項、28の項、31の項、53の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項</p> <p>番号法別表第二で定める事務及び情報を定める命令 第9条第1号イ、第11条第1号イ、第12条第1号へ、第3号ト、第4号、第6号ト、第14条第1・2号イ、第20条第2号イ、第21条第1・2号イ、第3号、第22条第1号イ、第2号から第11号まで、第28条第1号イ、第2号から10号まで、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1・2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号イ、第42条第1号、第53条第1・2・3号イ、第55条第1・4号二、第7号口、第59条の2第1号へ、第2号から第4号まで</p>	<p>【情報照会の根拠】 なし(照会を行わない)</p> <p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二(第十九条、第二十一条関係) 10の項、14の項、16の項、20の項、27の項、28の項、31の項、53の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項</p> <p>番号法別表第二で定める事務及び情報を定める命令 第9条第1号ロ、第11条第1号ロ、第12条第1号ト、第2号へ、第4号ト、第6号へ、第8号ト、第12条の2第1号、第14条第1・2号イ、第20条第2号イ、第21条第1・2号イ、第22条第1号イ、第28条第1号イ、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1・2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号ハ、第42条第1号、第43条の4第1号イ、第53条第1号ハ、第2号ロ、第3号イ、第55条第1号ト、第5号イ、第6号二、第11号ハ、第59条の2の2第1号ト、第6号ト</p>	事後	主務省令の改正(未制定部分の制定等であり、重要な変更にあたらなため)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年10月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ② 法令上の根拠	【情報照会の根拠】 なし(照会を行わない) 【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号 別表第二(第十九条、第二十一条関係) 10の項、14の項、16の項、20の項、27の項、28の項、31の項、53の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項 番号法別表第二で定める事務及び情報を定める命令 第9条第1号ロ、第11条第1号ロ、第12条第1号ト、第2号ヘ、第4号ト、第6号ヘ、第8号ト、第12条の2第1号、第14条第1・2号イ、第20条第2号イ、第21条第1・2号イ、第22条第1号イ、第28条第1号イ、第29条第1号、第30条第4号、第31条第1・2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号ハ、第42条第1号、第43条の4第1号イ、第53条第1号ハ、第2号ロ、第3号イ、第55条第1号ト、第5号イ、第6号二、第11号ハ、第59条の2の2第1号ト、第6号ト	【情報照会の根拠】 なし(照会を行わない) 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号 別表第二(第十九条、第二十一条関係) 10の項、14の項、16の項、20の項、27の項、28の項、31の項、53の項、54の項、55の項、56の2の項、57の項、79の項、85の2の項、106の項、108の項、116の項 番号法別表第二で定める事務及び情報を定める命令 第9条第1号ハ、第11条第1号ロ、第12条第1号ト、第2号ヘ、第4号ト、第6号ヘ、第8号ト、第12条の2第1号、第14条第1・2号イ、第20条第2号イ、第21条第1・2号イ、第22条第1号イ、第28条第1号イ、第29条第1号、第30条第3号二、第31条第1・2号ハ、第4号イ、第5号ハ、第6号ハ、第42条第1号、第43条の4第1号イ、第53条第1号ハ、第2号ロ、第3号イ、第55条第1号ト、第5号イ、第6号二、第11号ハ、第59条の2の2第1号ト、第6号ト	事後	主務省令の改正(未制定部分の制定等であり、重要な変更にあたらなため)
令和3年10月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	時点修正
令和3年10月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	時点修正